

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第4号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金377万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年8月17日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年6月16日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、遅くとも平成27年1月28日までに、B社の役員であるCから、電気通信事業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されているフリービット株式会社（以下「フリービット」という。）とCとの間で行っていた、フリービットのモバイル事業へのC、B社又はその双方の参画を内容とするマーケティングコンサルティング業務委託契約締結の交渉並びにフリービット及びCを当事者とする雇用契約及び新株予約権割当契約締結の交渉に関し、Cが知った、フリービットの業務執行を決定する機関がカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社及びCCCモバイル株式会社（同年12月11日商号変更によりCCCモバイルホールディングス株式会社。）と業務上の提携を行うことについての決定をした旨の業務等に関する重要事実の伝達を受けながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表がされた同年2月18日より前の同年1月29日及び同月30日、D証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、フリービット株式合計1万株を買付価額合計1000万円で買い付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第3項前段、第1項第4号、第2項第1号ヨ、金融商品取引法施行令第28条第1号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (1,377 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) - (1,000 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) \\ & = 3,770,000 \text{ 円} \end{aligned}$$